

委員の指名について

1 霧島市福祉有償運送運営協議会の委員及び委員長の指名について

霧島市地域公共交通会議設置要領第9条及び第10条第1項の規定により、次のとおり、霧島市福祉有償運送運営協議会の委員及び委員長を指名した。

指名日：平成27年6月25日

	道路運送法 施行規則	所 属	役職等	氏 名	備考
1	第3号委員	住民代表		笹峯 護	
2	第4号委員	九州運輸局鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官	久保田 靖彦	
3	第2号委員	旭交通(株)	取締役支社長	金谷 晴房	
4	第5号委員	旭交通(株)	社員代表	迫田 三郎	
5	第2号委員	A T交通(株)	代表取締役	有村 純太郎	
6	第2号委員	(有)中村タクシー	専務取締役	中村 博人	
7	第2号委員	(社)鹿児島県タクシー協会	副会長	有村 純徳	
8	第1号委員	霧島市	保健福祉部長	花堂 誠	委員長

【参考：道路運送法施行規則】

(運営協議会の構成員等)

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等

2 監査委員の指名について

霧島市地域公共交通会議設置要領第19条第2項の規定により、監査委員2人を指名する。

	所 属	役職等	氏 名	備考
1				
2				